

●臨時的任用職員●

公開日	令和8年6月18日木曜日
職 種	臨時的任用職員(期限付き寄宿舍指導員)
人 数	1名
報酬等 (見込)	○給料(月額、教職調整額を含む) 242,205円～ 368,415円 ※給料は上記の範囲内で、経験年数等を考慮し決定 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて算定 ○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき算定 ○その他諸手当 所定の要件を満たす場合に通勤手当、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤続期間が6ヵ月未満の場合は支給なし
雇用期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日
勤務時間	交替制(シフト制) (1)08時20分～16時50分 (2)07時30分～16時00分 (3)10時30分～19時00分 又は12時00分～23時15分の間8時間程度 月曜日から金曜日の週5日勤務。ただし、学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合があります。
勤務場所	香川県立香川中部支援学校(高松市田村町784番地)
加入保険	公立学校教員共済組合(短期給付・福祉事業) 厚生年金保険 ※公務上及び通勤途上の災害については、地方公務員法災害補償法の適用有り
問合せ先	香川県立香川中部支援学校 TEL:087-867-3522 担当:教頭 榎並 浩
募集期間	令和8年6月18日(木)～令和8年6月30日(火) ※応募状況により、期間を延長することもあります。
備 考	教職員互助会に加入

- ・香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の3に規定する「臨時的任用職員」として任用されます。
- ・次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・学校または福祉施設等で勤務経験がある方、または障害のある人と関わった経験のある方を歓迎します。
- ・必ずハローワークを通じて応募してください。
- ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- ・面接及び書類による選考を行います。
- ・面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。

